

第 19 排煙設備

建基令第 126 条の 2 に基づく排煙設備は、第 2 章第 2 節第 5 「排煙計画」によること。

I 技術基準

【略】

8 特例基準

特例適用する場合、(2)については関係者からの特例申請の提出を求め、処理すること。

(1) 排煙口の設置免除

次のいずれかに該当する場合は、政令第32条及び条例第47条の規定を適用し、排煙口を設けないことができること。

ア 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、次のすべてに適合している場合（前 7. (2). アの部分を除く。）

（ア）耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の防火設備で区画されていること。

（イ）区画内の壁及び天井の室内に面する部分（廻り縁、窓台その他これらに類するものを除く。）は、仕上
げを準不燃材料でしたものであること。

（ウ）区画された部分の床面積が100㎡以下のものであること。ただし、廊下にあつては15㎡以下のものに限
ること。

イ 浴室、便所その他これらに類する場所

ウ 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の防火設備で区
画された部分で、エレベーターの機械室又は機械換気設備の機械室その他これらに類する室の用途に供され
るものであること。

エ 階段の部分

オ エレベーターの昇降路、リネンシュート、配管スペース、ダクトスペース、風除室その他これらに類する
部分

カ 各部分から隣接する一の室（（ア）及び（イ）において「排煙室」という。）に設置された一の排煙口までの水平
距離が30m以下である室（廊下を除く。）で、次の（ア）から（ウ）までに該当するもの。

（ア）壁（排煙室に面する部分を除く。）及び床は準耐火構造であること。

（イ）排煙室に面する開口部以外の開口部には、防火設備である防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装
置付きのもの、常時閉鎖状態にあるもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して
閉鎖するものを設けたものであること。

（ウ）床面積が、100㎡以下であること。

(2) 押出排煙方式

アの適用対象について、イに掲げる要件のいずれにも該当する場合は、省令第30条第 3 号ロの規定にかかわ
らず、政令第32条又は条例第47条の規定を適用し、排煙用の風道（消火活動拠点に設けられる排煙口に接続す
るものに限る。）に排煙機を接続しないことができるものとする。

なお、消火活動拠点の床面積は10㎡以上とすること。◆

ア 適用対象

政令第28条第 1 項（第 1 号、第 2 号及び第 3 号のうち政令別表第 1 (10)項を除く。）に掲げる防火対象物若
しくはその部分又は条例第45条の 2 第 1 項に掲げる防火対象物の階

イ 基準の特例の要件

（ア）消防排煙設備は、通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造
方法を定める件（平成12年建設省告示第1437号） 1 に適合していること。この場合において、同告示 1、
ハ、(3)に規定する「送風機」は「給気機」と読み替えるものとする。

（イ）給気機は、消火活動拠点に設置する給気口の通過風量が5,500㎥/h以上の空気を供給することができる
性能であること。

(ウ) 省令30条第4号イに基づく手動起動装置及び同条同号ロに基づく自動起動装置の両方を設けること。

この場合において、省令第30条第4号ロ(イ)の規定の適用にあつては、消火活動拠点に隣接する室（階段室を除く。）における作動又は開放によってのみ連動して起動するものとすることができる。

(エ) 消火活動拠点以外の部分に設ける消防排煙設備は、省令第30条に適合していること。

(オ) 消火活動拠点の出入口に設けた戸を開放するための力が100N（ニュートン）を超えないための措置をとること。

(3) 高天井室における排煙設備

床面積が1,000㎡以下、かつ、床面から天井までの高さ6 m以上である部分は、政令第32条又は条例第47条の規定を適用し、一の防煙区画とすることができるものとする。

(4) 高い開放性を有する部分の排煙設備

次のすべてに該当する部分は、政令第32条又は条例第47条の規定を適用し、排煙設備の設置を要しない。

ア 次のいずれかに掲げる部分が、消火活動上有効に常時開放されていること。

（ア） 外周の1面（長さ20m以上に限る）以上

（イ） 周長の1／4以上

イ 天井の高さが4 m以上であること。

ウ アの常時開放されている部分（以下「常時開放部」という。）は、道又は道に通ずる幅員4 m以上の通路に面していること。

エ 消防水利が消防活動上有効な位置に設置されていること。

オ 常時開放部から概ね50mの範囲内であること。

カ 常時開放部から大部分が容易に見通せること。